

第2章 勸告

第1 概説

委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について大蔵大臣に勧告することができる（設置法第19条第1項）。

勧告内容を類型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
 - (2) 証券業協会、証券取引所等の自主規制機関において、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が権限を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自体の行政処分等を求める勧告
 - (3) 証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告
- などが挙げられる。

委員会から勧告を受けた大蔵大臣は、これを尊重しなければならない（設置法第19条第2項）、また、委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（設置法第19条第3項）。

委員会から行政処分等を求める勧告を受けた大蔵大臣は、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には業務停止等の行政処分等を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等を含めた外務員の登録に関する事務については、大蔵大臣から日本証券業協会に委任されている

ことから、日本証券業協会は、勧告に基づく大蔵大臣からの通知を受け、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を命じることとなる。

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査の結果に基づき、大蔵大臣に対し、重大な法令違反等の事実が認められた証券会社の役員及び使用人について、適切な措置を求める勧告を11件行った。なお、今対象期間は、会社に対する勧告はなかった。

これら11件のうち勧告に基づく処分の対象となった役員及び使用人は12人である。勧告の対象となった法令違反等の行為者別・内容別の事実関係及び大蔵大臣等が行った処分の概要は、以下のとおりである。

なお、勧告書及び措置報告については、第9章79頁以下に掲載している。

(注) 一つの証券会社に対する検査において、複数の法令違反が認められた場合には、まとめて1件として勧告しているため、勧告の実施件数と法令違反行為の内容別件数の合計は一致しない。

① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

イ A証券会社a支店営業員は、頻繁な指値訂正などによる業務の煩雑化を避ける目的から、平成7年3月から平成8年2月までの間、顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得

るものの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約150回、売買数量約420枚）を行った。

(81頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（2週間）

ロ B証券会社a支店営業員は、顧客に自己の推奨した銘柄で多額の損失を計上させたため、顧客の損失を挽回しようと考え、平成8年1月から5月までの間、顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数41回、売買株数7万8千株）を行った。

(84頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1週間）

ハ C証券会社a支店支店長は、支店の株式売買手数料を確保するため、平成6年6月から平成8年4月までの間、顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約650回、売買株数約290万株）を行った。

(91頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（3カ月）

ニ D証券会社取締役a支店支店長は、顧客から相続した財産の運用を依頼され、平成5年6月から平成8年5月までの間、顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約150回、売買株数約40万株）を行った。

(94頁参照)

(処分の概要)

・役員に対する処分 外務員の職務の停止（1ヵ月）

ホ E証券会社営業開発部理事は、旧知の顧客から株式運用を依頼され、平成7年5月から平成8年7月までの間、顧客の株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約160回、売買株数約50万株）を行った。

また、同証券会社の本店営業部営業員は、顧客を獲得する目的から実兄及び中学時代の同級生に働きかけて口座を開かせたが、顧客の職業上、日中の連絡が取りにくいことから、平成7年8月から平成8年7月までの間、顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約270回、売買株数約200万株）を行った。

(97頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分

営業開発部理事 外務員の職務の停止（2週間）

本店営業部営業員 外務員の職務の停止（3週間）

へ F証券会社取締役営業部長は、その職責上、オプション取引を行う顧客を獲得する目的から義弟に働きかけて口座を開設させたが、顧客の職業上、日中の連絡が取りにくいことから、平成7年6月から平成8年9月までの間、顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数25回、売買数量36枚）を行った。

(103頁参照)

(処分の概要)

・役員に対する処分 外務員の職務の停止（2週間）

② 有価証券の売買に関する虚偽表示〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号違反〕

イ G証券会社a営業所長は、自己の借入金返済に充てるために顧客からの預り有価証券を着服したが、これを隠ぺいするため、昭和59年10月から平成6年12月までの間、顧客との取引を行うに際し、虚偽の約定報告及び私製計算書や偽造預り証の交付を行い、当該顧客の有価証券の売買に関し虚偽の表示を行った。

(87頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員登録の取消

ロ H証券会社営業部歩合外務員は、平成6年11月から平成7年7

月にかけて、顧客に他の顧客との有価証券の売買を媒介する際に、それぞれの顧客に対し、市場価格を確認せず売買価格の提示を行い、有価証券の時価に関し虚偽の表示を行った。

(111頁参照)

(処分の概要)

- ・使用人に対する処分 平成9年8月末現在、報告を受けていない。

③ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕

イ G証券会社 a 営業所長は、自己の借入金返済に充てるために顧客からの預り有価証券を着服したが、これを隠ぺいするため、昭和59年10月から平成6年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買(売買回数約1,900回、売買株数約470万株)を行った。

(87頁参照)

(処分の概要)

- ・使用人に対する処分 外務員登録の取消
- ロ I証券会社 a 営業所歩合外務員は、自己の利益追求及び営業成績向上のため、平成8年1月から平成9年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買(売買回数約200回、売買株数約620万株)を行った。

(106頁参照)

(処分の概要)

- ・使用人に対する処分 外務員の職務の停止(3週間)

④ 発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為〔証取法第50条の2第3号に基づく健全性省令第2条の2第8号違反〕

銀行の子会社であるJ証券会社資本市場第一部次長は、平成8年7月23日、同証券会社の親法人たる銀行から、同証券会社が起債提案中の事業会社に関する他の証券会社作成の転換社債発行日程案を受領した。

同次長は、同日程案の受領について、発行者たる同事業会社の個別の同意を得ることなく未公開情報を受領した（いわゆるファイアーウォール違反）。

（100頁参照）

（処分の概要）

- ・ 使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1週間）

⑤ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第50条の3第1項第3号違反〕

K証券会社の取締役本店営業部長は、顧客に対し提案した銘柄に損失が発生したため、平成8年7月10日頃に、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、市場価格よりも高い価格で当該有価証券を買い取る方法により、財産上の利益を提供（補てん額2万9千円）した。

（109頁参照）

（処分の概要）

- ・ 役員に対する処分 平成9年8月末現在、報告を受けていない。